

3. 農薬取締法について

農薬取締法では、農薬使用者及び農薬販売者の責任が明記されており、登録外使用など、違法行為には罰則規定がある。従って、指導者においても、誤った指導のないよう最新情報を確認されたい。

1. 農薬の定義

「農薬」とは、農作物の病虫害や雑草等の防除に用いる殺菌剤、殺虫剤、除草剤のほか、誘引・忌避剤や展着剤、農作物の生理機能の増進又は抑制に用いる植物生長調整剤などを指す。

ここでいう「農作物」は、人が栽培・管理する植物の総称であり、一般の食用農作物や飼料用作物のほかに、花き・花木類、植木、盆栽、ゴルフ場・公園の芝生、街路樹、山林の樹木なども含まれる。また、家庭菜園など、販売を目的としない農作物栽培であっても、生産農家の経済栽培と同様に本法が適用される。

「病虫害」には、病原菌や害虫のほかに、ネズミ・鳥などの鳥獣類、ナメクジ、センチュウ類なども含まれる。

2. 農薬の製造・販売者等への規制

農薬には、農林水産大臣による登録制度があり、登録を受けていない農薬は、製造・販売・加工・輸入ができない。また、製造者・輸入者は農薬の容器に、法律で定められた表示をしなければ販売できない。ここでいう「販売」には無償譲渡も含まれる。

(1) 無登録農薬の製造および輸入の禁止

日本で登録を受けていない無登録農薬は、その製造が禁止されている。たとえ、有効成分が同じ登録農薬が日本にあっても、輸入が禁止されている。これは個人で海外旅行をした際に外国の農薬を持ち帰る場合にも適用される。

(2) 回収命令と非農耕地用除草剤の表示

無登録農薬や販売禁止農薬（表1）を販売した場合、農林水産大臣による回収等が命ぜられる。また、いわゆる非農耕地用除草剤を販売する時には、農薬として使用できない旨を容器や包装に表示しなければならない。また、販売所ごとに同様の内容を見やすいところに表示しなければならない。

(3) 販売店の届出

農薬販売者は、販売所ごとに都道府県知事に届け出ることが義務づけられている。新規販売店は販売開始まで、届出内容の変更がある場合は変更が生じた日から2週間以内に届け出なければならない。

販売者は農薬の流通状況を記載した帳簿（受払簿など）を備え付けなければならない。

また、農薬の内容成分や効果について、虚偽の宣伝をすることが禁止されている。特に、登録を受けていない資材を、病虫害等への効果を謳って販売することは、無登録農薬の販売に該当する。

3. 農薬使用者への規制

(1) 無登録農薬の使用禁止

登録農薬、特定農薬（後述）以外の農薬は使用できない。また、安全性に問題のある禁止農薬（表1参照）はいかなる使用方法でも使用できない。

表1 禁止農薬リスト

殺菌剤	ヘキサクロロベンゼン、水銀剤、ダイホルタン、PCNB
殺虫剤	リンデン（ガンマBHC）、DDT、エンドリン、ディルドリン、アルドリン、クロルデン、ヘプタクロル、マイレックス、トキサフェン、TEPP、メチルパラチオン、パラチオン、ひ酸鉛、水酸化トリシクロヘキシルスズ（プリクトラン）、ケルセン、クロルデコン、ベンゾエピン（マリックス）
除草剤	2,4,5-T、PCP、CNP、
副生成物	ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロロシクロヘキサン、ベータヘキサクロロシクロヘキサン

(2) 農薬使用基準の遵守

農薬には環境や人畜、作物への安全性等の試験を通して得られた知見から、安全に使用できる基準が設けられている（表2参照）。登録農薬であっても農薬使用者が遵守すべき基準に違反して農薬を使用することは禁止されている。

表2 農薬使用基準の考え方

<p>農薬使用者の責務</p> <ol style="list-style-type: none">1. 農作物等に害を及ぼさないようにする。2. 人畜に危害を及ぼさないようにする。3. 農作物等の汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにする。4. 農地等の土壌汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにする。5. 水産動植物に被害が発生し、その被害が著しいものにならないようにする。6. 公共用水域の水質汚濁が原因となって人畜に被害が生じないようにする。 <p>罰則を科す基準</p> <ol style="list-style-type: none">1. 食用作物及び飼料作物に農薬を使用する場合（下の注書きも参照のこと） 農薬登録時に定められた①適用作物、②使用量、希釈倍数、③使用時期、④使用総回数を遵守しない場合2. 食用作物に適用がない農薬を食用作物に使用した場合 <p>農薬使用者が努力すべき基準</p> <ol style="list-style-type: none">1. 最終有効期限を超えて農薬を使用しないようにする。2. 航空防除を行う者は対象区域外への農薬の飛散防止をする。3. 住宅地や住宅近接地域で農薬を使用する者は、農薬の飛散防止をする。4. ①農薬の使用年月日、②使用場所、③対象農作物、④農薬の種類、⑤使用量及び希釈倍率を記帳する。5. 水田で止水を要する農薬を使用する場合は、流出を防止する。6. 被覆を要する農薬を使用する場合は、揮散を防止する。
--

注1 農薬製剤の適用条件と農薬ラベル

各農薬製剤ごとの適用条件については、使用する製剤に貼付されたラベルに従って使用するのが基本であり、登録内容が変更された場合でも、手持ちの古いラベルに従って使用すること自体は農薬取締法違反には該当しない。しかし、登録変更等に伴って残留基準値が下方修正された場合には、古い製剤ラベルの内容に従って使用すると、残留基準値を超過する可能性がある。

そのため、有効期限を過ぎた農薬は使用しないこと、短期暴露評価（「4. 食品衛生法に基づく残留農薬基準について」を参照）に基づいて登録変更された農薬については、ラベルの内容に関わらず最新の登録内容に従って使用するよう、注意する。

注2 誤認しやすい適用作物名

農薬の適用作物は、主に農薬の残留特性によって分類されており、植物の形状や生育、利用形態、栽培方法等の違いがその要因となっている。そのため、農薬の適用作物の分類は植物学上の分類や栽培学上の分類とは異なっており、種苗カタログ等に掲載された作物名をそのまま適用できない場合も多い。以下に誤認しやすい作物の例を示す。

表3 誤認しやすい適用作物名の例

以下の作物の組み合わせは、いずれも農薬登録上は別の適用作物に分類されており、登録内容が異なる。

1. 収穫物の形や大きさが異なる物

- トマトとミニトマト
- ピーマンとシシトウとトウガラシ
- ネギとワケギとアサツキ
- キャベツとメキャベツ
- メキャベツ（子持ちカンラン）と非結球メキャベツ（プチベール）

2. 収穫物の利用部位・利用形態が異なる物

- ブロッコリーと茎ブロッコリー
- 実えんどう（未成熟な種子を収穫するもの）とさやえんどう（未成熟なさや付き豆を収穫するもの）とえんどうまめ（成熟した種子を収穫するもの）
- さやいんげん（未成熟なさや付き豆を収穫するもの）といんげんまめ（成熟した種子を収穫するもの）
- カキとカキ（葉）
- ニンニクと葉ニンニク
- タマネギと葉タマネギ
- 未成熟トウモロコシとヤングコーン（ベビーコーン）

3. 食用と非食用

- シュンギクとキクと食用ギク
- サクラと食用サクラ（葉）

4. 別作物だが混同しやすい物

- ショウガとウコン
- ブロッコリーとカリフラワー

農薬の適用作物分類は、以下の FAMILC ホームページ内にある「農薬における適用作物名について」のページを参照されたい。

● FAMILC トップページ

<http://www.famic.go.jp/>

近隣で栽培実績の少ない新規品目を導入する際には、指導機関に適用作物を確認するようにする。

(3) 特定農薬

その原材料に照らし人畜や農作物に害を及ぼす恐れがないものを特定農薬として農林水産大臣及び環境大臣が指定し、登録から除外している。現在、重曹、食酢、地域に生息する天敵、エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られる物に限る）の5種類が指定されている。

その他の候補資材についても、農業資材審議会等で検討されている。判断が保留されている資材は効果を謳って販売することは従来通り禁止されているが、使用者が自己責任で使用することは可能である。

一方、審議会の審査において特定農薬の検討対象としない資材として整理されたもののうち、①名称から資材が特定できないもの、②資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの、として整理された資材は、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬として製造、加工、輸入、販売、使用をしてはならない。

特定農薬の詳細については、以下の農林水産省ホームページも参照されたい。

● 農林水産省「特定防除資材（特定農薬）について」

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tokutei/index.html

4. 法律違反に対する罰則

違反に対する罰則は、3年以下の懲役若しくは100万円（製造・販売・輸入者が法人の場合は1億円）以下の罰金となっている。